

**国文祭・芸文祭みやざき2020「宮崎の食文化」講演会等実施業務委託
企画提案競技実施要領**

令和 3 年 4 月 7 日
宮 崎 県 総 合 政 策 部
国民文化祭・障害者芸術文化祭課

1 目的

国文祭・芸文祭みやざき2020「宮崎の食文化」講演会等実施業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

国文祭・芸文祭みやざき2020「宮崎の食文化」講演会等実施業務委託仕様書（以下、「仕様書」とする。）のとおり

- (1) だれやみ文化大学「宮崎の食の魅力、酒場での人との出会い」
- (2) 食文化シンポジウム～みやざきの食がカラダとミライを創る～
- (3) 宮崎大学サツマイモ企画
- (4) 各業務の広報・周知等
- (5) 事業実施報告書の作成

3 委託料の上限額

9, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）

4 委託期間

委託契約締結日から令和3年11月29日（金）まで

5 参加資格要件

- (1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「広告代理」かつ「催事企画展示」の者、又はこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (2) 県内に主たる事業所（本社、本店）又は支社、支店を有する者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) この広告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和3年4月 7日（水） |
| (2) 事前説明会 | 令和3年4月13日（火） |
| (3) 質問受付締切 | 令和3年4月27日（火）午後5時 |
| (4) 参加申込締切 | 令和3年4月27日（火）午後5時 |
| (5) 企画書等提出期限 | 令和3年5月10日（月）午後5時 |
| (6) 結果通知 | 令和3年5月17日（月）以降 |
| (7) 契約 | 令和3年5月下旬以降 |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日 時：令和3年4月13日（火）午後1時から（1時間程度）

場 所：宮崎県庁附属棟306号室

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（別紙1）を提出すること。なお、事前説明会の参加を企画提案協議の参加条件とする。事前説明会参加者に積算に必要な出演者謝金等の情報を提供する。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

事前説明会の開始前まで

③ 提出方法

電子メール及びファックス（提出確認のため送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙4）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和3年4月27日（火）午後5時必着

- ③ 提出方法
電子メール及びファックス（提出確認のため送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 問合わせの内容及び回答
軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(3) 参加申込み

企画提案競技への参加を希望する者は、企画提案参加申込書（別紙2）を提出すること。

- ① 提出先
下記12を参照
- ② 提出期限
令和3年4月27日（火）午後5時まで
- ③ 提出方法
電子メール及びファックス（提出確認のため送信後は担当者へ連絡すること。）

(4) 企画提案書の提出

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

- ① 提案は一者一案とする。
- ② 提出物
 - ア 企画提案参加申込書（別紙2）【原本1部】
 - イ 誓約書（別紙3）【原本1部】
 - ウ 企画書（任意様式 サイズはA4又はA3）【原本1部、コピー5部】
 - ア) 仕様書内容をふまえ実現可能な企画を提案すること。
 - イ) 企画書には、業務実施方針、業務フロー図、工程計画、広報計画を明記すること。
 - ウ) 提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画書の余白部分に企画提案者名を記載すること。
 - エ 連合体の構成員（別紙2-2、連合体の場合に提出すること。）
 - オ 事業者概要（任意様式）【1部】
 - カ 同種又は類似業務受注実績（任意様式）【原本1部、コピー5部】
 - キ 委託業務実施体制（任意様式）【原本1部、コピー5部】
 - ク 見積書（任意様式）【原本1部、コピー5部】
 - ア) 宛先は、「第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会 会長 河野俊嗣」とすること。
 - イ) 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式をすること（各項目の単価、数量が判断できる内容とする。）。
 - ウ) 経費区分は仕様書の「5 経費」に沿った形で見積を作成すること。
 - エ) コピーは、提案者名や提案者を判読できる記載やロゴ等は削除すること。
 - オ) コピーは、ダブルクリップやホッチキス止めとすること。

- ③ 提出先
下記12を参照
- ④ 提出期限
令和3年5月10日（月曜日）午後5時必着
- ⑤ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- ⑥ 留意事項
提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(5) 審査方法・基準

① 審査方法

提出された企画提案書等について書類審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。

なお、提案者が一者の場合は得点があらかじめ定めた基準点に達したときに委託候補者として選定する。

② 審査基準

審査要領のとおり

(6) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず文書で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴収し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議のうえ変更する場合がある。

- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。なお、委託候補者において精算払により実施することが困難である場合は、県と協議の上、概算払も可能とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (6) 選考にあたり必要があれば、企画書・見積書以外の資料提示を求める場合がある。

12 書類提出先及び問合わせ先

住 所：〒880-8501宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁附属棟2階）
担 当：宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課 県事業担当
電 話：0985-26-7413
ファックス：0985-26-7414
電子メール：kokubunsai-geibunshai@pref.miyazaki.lg.jp